

被災市街地復興推進地域の決定について

大槌町では、早期の復興を目指し、平成24年5月16日に以下の都市計画決定の告示を行いました。

告示を行った日から、以下の4地区は被災市街地復興推進地域となり、土地の形質の変更や建築が制限され、今後災害に強い健全で良好な市街地形成を図っていきます。また、これらの内容に関する都市計画の図書を次の通り縦覧いたします。

■町方・安渡地区

1. 都市計画の種類及び名称等 (1) 種類 被災市街地復興推進地域 (2) 名称 町方・安渡地区被災市街地復興推進地域
2. 位置 上町、本町、末広町、新町、大町、栄町、須賀町、安渡一丁目、安渡二丁目、安渡三丁目、新港町、港町、大槌第21地割、大槌第24地割、大槌第25地割、大槌第26地割、大槌第28地割の各一部
3. 面積 約103.5ha
4. 期限 平成24年5月16日から平成25年3月10日まで

■沢山地区

1. 都市計画の種類及び名称等 (1) 種類 被災市街地復興推進地域 (2) 名称 沢山地区被災市街地復興推進地域
2. 位置 大槌第15地割、大槌第16地割、大槌第17地割、大槌第22地割、大槌第23地割、大槌第24地割の各一部
3. 面積 約25.7ha
4. 期限 平成24年5月16日から平成25年3月10日まで

■赤浜地区

1. 都市計画の種類及び名称等 (1) 種類 被災市街地復興推進地域 (2) 名称 赤浜地区被災市街地復興推進地域
2. 位置 赤浜一丁目、赤浜二丁目の各一部
3. 面積 約11.2ha
4. 期限 平成24年5月16日から平成25年3月10日まで

■吉里吉里地区

1. 都市計画の種類及び名称等 (1) 種類 被災市街地復興推進地域 (2) 名称 吉里吉里地区被災市街地復興推進地域
2. 位置 吉里吉里一丁目、吉里吉里二丁目、吉里吉里三丁目、吉里々々第29地割の各一部
3. 面積 約23.7ha
4. 期限 平成24年5月16日から平成25年3月10日まで

各地区の計画書、総括図、計画図は、町のホームページ又は役場復興局復興推進室で縦覧することができます。

【問い合わせ先】復興局復興推進室 TEL 0193-42-8714

リサイクルセンターからのお知らせ

町内各地の放射線量について

町内の放射線量測定結果についてお知らせします。結果は右表のとおりです。(測定単位は、毎時マイクロシーベルト)

※国の除染基準は0.23マイクロシーベルト

測定地点	4月25日	5月24日
小鎗小学校仮設団地	0.098	0.090
小鎗仮設団地(佐野屋球場)	0.086	0.076
大槌町役場	0.067	0.063
安渡第2仮設住宅(小学校)	0.080	0.073
赤浜小学校グラウンド	0.086	0.086
吉里吉里中学校仮設団地	0.071	0.063
吉里吉里第5仮設団地(駅前園)	0.076	0.069
吉里吉里第2仮設団地(浪板)	0.098	0.094
大槌第7仮設団地(大槌橋下流)	0.100	0.084
大槌第5仮設団地(和野橋下流)	0.090	0.078
金沢仮設団地(旧小学校)	0.069	0.071
桜木町中央公園	0.096	0.084
源水(屋敷前)	0.096	0.076
大ヶ口公園	0.088	0.082
沢山地区(高森団地)	0.074	0.069
沢山地区(郵便局脇)	0.094	0.080
花輪田定住促進住宅裏	0.065	0.073
測定地点平均値	0.084	0.077

被災市街地復興推進地域における建築行為等について

1. 被災市街地復興推進地域とは

大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地について、不良な街区を形成する恐れがあり、かつ土地区画整理事業等の面整備を行う必要がある場合に、市町村は被災市街地復興推進地域を都市計画に定めることができます。

被災市街地復興推進地域内では、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする場合は知事の許可を受ける必要があります。

2. 建築行為等の許可の基準

建築行為等の許可基準は以下のとおりです。その他、復興事業等の支障にならないものであれば、知事若しくは市長の判断により許可を行います。

(1) 土地の形質の変更

都市計画に適合する0.5ha以上の規模の土地の形質の変更で、市街地開発事業等の実施を困難にしないもの。

(2) 建築物の新築、改築又は増築

自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く)で、次の要件に該当するもの。

イ.階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ.主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

ハ.容易に移転し、又は除却することができること。

ニ.敷地の規模が300㎡未満であること。

3. 建築行為等の許可を要しない行為

以下の建築行為等については、知事の許可は要しません。

(1) 通常管理行為、軽易な行為等。

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為。

(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為。

4. 建築行為等の制限の期間

平成24年5月16日から平成25年3月10日までです。ただし、土地区画整理事業や地区計画等の都市計画決定がなされた場合は、制限の期間内であっても各事業で定める制限に移行します。

5. 建築行為等の許可申請に必要な書類

知事の許可を受ける場合、許可申請に必要な書類は以下のとおりです。

(1) 土地の形質の変更

・許可申請書(町のホームページからダウンロードできます)・位置図(申請地が明確に確認できる図面)

・区域図(当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺1/2,500以上のもの)・設計図(縮尺1/1,000以上のもの)

(2) 建築物の新築、改築又は増築

・許可申請書(町のホームページからダウンロードできます)・位置図(申請地が明確に確認できる図面)

・配置図(縮尺1/200以上の図面)・平面図(敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺1/500以上のもの)

・断面図(2面以上の建築物の断面図で縮尺1/200以上のもの)

【問い合わせ・申請先】

〒026-0043 釜石市新町6-50 岩手県沿岸広域振興局土木部 TEL 0193-25-2708